

平成 2 2 年 7 月 臨時会 提出 案件

告 示 平成 2 2 年 7 月 6 日 (火)
招 集 平成 2 2 年 7 月 1 3 日 (火)

【7月13日提出】

[補正予算…2件]

市議案第 3 7 号
平成 2 2 年度 豊中市 一般会計 補正予算 第 1 号

市議案第 3 8 号
平成 2 2 年度 豊中市 介護保険事業 特別会計 補正予算 第 1 号

[条 例…7件]

市議案第 3 9 号
勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の設定について

看護休暇の取得要件の追加及び付与日数の改正並びに短期介護休暇を新設するもの

(1) 看護休暇の改正

①取得要件の追加

職員の子の疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める場合を追加

②付与日数の追加

(現 行) (改正案)

5 日

5 日

(職員の子が 2 人以上の場合は 1 0 日)

(2) 短期介護休暇の新設

①取得要件

配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者 (以下「要介護者」という。) の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められるとき

②付与日数

年度を通じて 5 日

(要介護者が 2 人以上の場合は 1 0 日)

市議案第 4 0 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正 (平成 2 1 年法律第 9 3 号) による育児休業及び部分休業の取得要件等の改正に伴い、職員の育児休業等について必要な事項を改正するもの

市議案第41号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

地方税法の一部改正（平成22年3月31日公布。平成22年法律第4号）等に伴い、豊中市市税条例について所要の改正を行うもの

- (1) 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族に係る申告手続
- (2) 市たばこ税の税率の引上げ

	(現 行)	(改正案)
たばこ1,000本につき	3,298円	4,618円
(旧3級品たばこ1,000本につき)	1,564円	2,190円

- (3) 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得割の計算の特例
- (4) その他引用条項等の整備

市議案第42号

市民ホール条例の一部を改正する条例の設定について

平成23年4月1日から当分の間、豊中市立市民会館を休館するもの

市議案第43号

豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について

水道料金の算定方法を改正するもの（平均改定率△5.3%）

- (1) 水道料金の算定方法の改正

基本水量制を廃止し、市の水道メーター（以下「メーター」という。）の口径別基本料金制へ移行するとともに、大阪府営水道の受水単価の引下げに伴い、水道料金の額を改正するもの

- ①基本料金の算定方法の改正

	(現 行)	(改正案)	
		メーターの口径	単価
一般用 1,029円 〔基本水量（10m ³ まで） の料金を含む〕		25mmまで	760円
		30mm	920円
		40mm	1,160円
		50mm	1,700円
		75mm	3,860円
湯屋用 21,779円 〔基本水量（300m ³ ま で）の料金を含む〕		100mm	6,020円
		150mm	17,910円
		200mm	40,180円
		250mm	71,070円

②使用水量に応じて徴収する水道料金の改正

	(現 行)	(改正案)
	超過料金	従量料金
一般用	(基本水量)	20円
1 m ³ ～10 m ³ までの分	138円	131円
10 m ³ を超え20 m ³ までの分	218円	211円
20 m ³ を超え30 m ³ までの分	275円	268円
30 m ³ を超え50 m ³ までの分	345円	338円
50 m ³ を超え100 m ³ までの分	384円	377円
100 m ³ を超え500 m ³ までの分	428円	421円
500 m ³ を超える分	(基本水量)	60円
湯屋用	96円	89円
1 m ³ ～300 m ³ までの分	120円	113円
300 m ³ を超え2,000 m ³ までの分	572円	565円
2,000 m ³ を超える分		
臨時用 (1 m ³ につき)		

(2) 特別な場合における料金の算定方法の改正

月の途中で水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した時の料金の算定方法を改正するもの

(現 行)	(改正案)
・使用日数15日以下 基本水量及び基本料金 2分の1 超過料金 規定の料金 として料金を算定	使用日数に応じ、日割りにより算定
・使用日数15日超 1月とみなして基本料金 及び超過料金を算定	

(3) 1箇所に2個以上のメーターがある場合の水量の合算の廃止

メーターの口径別基本料金制への移行に伴い、同一敷地内に用途を同じくする2個以上のメーターを設置した場合に各メーターにより計量した水量の合計をその箇所の使用水量とする水量の合算を廃止するもの

(4) その他

共用給水装置の廃止その他所要の規定を改正するもの

(5) 施行日

平成22年11月1日（施行日以後最初の検針分から適用）。ただし、(4)は公布の日

(6) 経過措置

①メーターの口径別基本料金制の導入に伴うもの

既存の30mm以上の口径のメーターのうち、上下水道事業管理者が定例日等に応じて定める期間内における2月最大使用水量が380 m³（毎月定例日に計量する場合にあっては、1月最大使用水量が190 m³）以下であるものについては、25mmの口径とみなして料金を算定

②水量の合算の廃止に伴うもの

合算の規定の適用を受けている各メーターのうち最も大きいメーター（口径が同じで

ある場合にあつては、そのうちの1個のメーター)以外のメーターに係る基本料金の段階的な引上げ

- ・施行日以後最初の定例日に計量される使用水量の算定期間の初日から平成24年3月31日まで
各メーターの基本料金の額の10%相当額
- ・平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
各メーターの基本料金の額の50%相当額

(7) 豊中市下水道条例の一部改正

(3)に伴い、合算の規定の適用を受けている場合の基本使用料の額は、豊中市下水道条例第15条第1項の表に規定する基本使用料の額として算定する特例措置を講じるもの

市議案第44号

豊中市下水道条例の一部を改正する条例の設定について

使用料の算定方法等を改正するもの(平均改定率△0.9%)

(1) 使用料の算定方法の改正

一般汚水に係る基本水量制を廃止し、基本使用料の額の改正及び1m³から10m³までの分の従量使用料の額を定めるもの

(現 行)

基本使用料 522円
〔基本水量(10m³まで)
の使用料を含む〕

(改正案)

基本使用料 422円
従量使用料
〔1m³から10m³まで
10円
(1m³につき)〕

(2) 特別な場合における使用料の算定方法の改正

使用月の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの使用料の算定方法を改正するもの

(現 行)

- ・使用日数15日以下
基本水量及び基本使用料並びに超過使用料を2分の1として算定
- ・使用日数15日超
1使用月とみなして基本使用料及び超過使用料を算定

(改正案)

使用日数に応じ、日割りにより算定

(3) その他

所要の規定を改正

(4) 施行日

平成22年11月1日(施行日以後最初に算定する汚水の量に係る使用料から適用)。ただし、(3)は公布の日

市議案第45号

豊中市体育施設条例の一部を改正する条例の設定について

大門公園野球場、豊島公園野球場、千里北町公園野球場、ふれあい緑地少年野球場、豊島公園庭球場、千里東町公園庭球場、野畑庭球場及びふれあい緑地庭球場の管理を指定管理者に行わせるもの

施行日 平成23年4月1日

[人 選…1件]

市議案第46号

副市長選任の同意を求めることについて

(畑中 正昭氏…平成22年7月10日任期満了)